安案第 二

三朝町特別医療費助成条例の 一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の 部を改正することについて、 地方自治法 (昭

和二十二年法律第六十七号) 第九十 六条第 項の規定により、 本議会の議決を求める。

昭和五十八年一月十一日

 $\equiv$ 朝 **H**J 長 松

村

喬 成

昭和五拾八年 杏月 拾壱日

原審可決

三朝町議会議長 名越典由

100

三朝 ĦŢ 特別 医 療 費 助成条例 の 嘂 を改 ΙE. する 条例

朝 町特別医 療費助成条例 (昭和四 十八年三朝町条例第三十四号)の一 部を次のように

改正する。

一条中「老人」を「身体障害者」に改める。

を除く。」に改める。 人保健法 老人医療費の支給を受ける者を除く。」を「並びに同表第三号及び第四号に掲げる者で老 第二条中「及び老人福祉法 (昭 和五十七 年 法 律第八十号)第二十五条の規定による医療の給付を受けるも (昭和三十八年法律第百三十三号)第十条の二の規定による

第三条を次のように改める。

助

第三 付金として支給され 法令の規定により被保険者 条 町は、 医 療 費受給 る附加給 者 等 の寮 付金 か 負担することとなる實用 養又は医療 があるときは、 に要 する費用 当該 給付金 のうち、 (社会保険各法に規定する附加 の額に相当する額を控除し 社会保険各法 その 他

た額。 以下「医療費」という。 について助成するも のとする。

前項の規定による助成の額は、 次のとおりとする。

別表第一号及び第二号に掲げる者にあつては、医療費の全部の額

という。)を控除した額 条の規 別表第三号から第五号までに掲げる者にあつては、 定の例により算定した一部負担金の額に相当する額 医療費から老人保健法第二十八 (以下「一 部負担金相当額

第十一条を第十二条とする。

贄」を「すでに支給した医療費の助成金」に改め、 第十 条の見出しを「(医療費の助成金の返還)」 に改め、 同条中「すでに助成した医療

同条を第十一条とする。

め、 第八条を第九条とする。 第九条中「医療費の全部若しくは一部」を「医療 「医療費の額に相当する金額」を「医療費の助成 費の助成金 金 に改め、 の全部若しくは一部」に改 同条を第十条とする。

第五条及び第六条を一条ずつ繰り下げ、 第七条の見出しを「(医療費の助成の申 第四条の次に次の一条を加える。 請)」に改め、 同条を第八条とする。

部 負 担金相 当額 の支払方法)

第 五 及 び 条 第二 前 定、 号に掲げ 条第 項 に規定する方法により る 者に係る医療費 の 助 老人保険法第二十八条の 成を受ける被 医 療費 の助 成 保険者等を除く。) を 受ける被 規 定 保険者 の 例 VC 等 は、 より医 (別表第 第三 療機関 条第

等 12 支払うも 0) とする。

項

K

規

す

る 一

部

負

担金相当

額

を、

別表 を次 のように改める。

別 表 (第二 条関 (係)

ŋ 交付を受け 身体障 害 者 た身体障 福祉法 (昭和二十 害 者手 帳に 四年法律 身 体 E 第二百八十三号) 0) 嫜 害 0) 程度 が 第十 級 又は二級 五. 条第 で 四 ある者として 項 の規定によ

記 載 さ れ ている者

児 童 相 談 所又は精神薄弱 者更生相談 所 K より 重 度 **0**) 稍 神神 弱 者と判定され た

定 め る P 0) に か か つて いる者で規則 で 定めるも

 $\equiv$ 

冶

療

が

特

1

困難

な疾

病又は

経過

が

慢

性

に

わ

た ŋ

患

者

等

の

負

担.

が

大きい疾病で規則で

四 母子 及 び 寡 婦 福 祉 法 の昭 和三 + 九 年法律第百二十 九号) 第 Ŧ. 条第 項 に規定する配

の中学部に在学する児童を含む。以下同じ。)を扶養しているもののうち、規則で定 めるもの及びその者が扶養している義務教育終了前の児童 前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校 者のない女子で現に義務教育終了前の児童 (十五歳に達した日の属する学年の末日

以

五. 一歳未満の者

附 則

施行期日

この条例は、 昭和五十八年二月一日から施行する。

経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた療養又は医 療に係る医療費の助成については、 なお

従前の例による。